

第15回東京都環境審議会総会

平成12年12月22日

【木村副参事】 それでは、定刻になりましたので、ご出席のご連絡をいただいている方で、まだお見えになっていない委員もいらっしゃると思いますが、ただいまから、第15回東京都環境審議会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。私は環境局総務部副参事の木村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後、初めての審議会でございますので、会長が選任されますまで、私のほうで司会進行を務めさせていただきます。

初めに、恐縮ですが、お手元に配付いたしました資料のご確認をお願いいたします。資料1が東京都環境審議会委員名簿でございます。資料2が東京都環境審議会関係規程をつづつてございます。資料3が東京都環境審議会における部会の所掌事項(案)でございます。資料4が東京都環境審議会委員部会所属名簿(案)でございます。資料5-1といたしまして、東京都環境基本計画進捗状況等点検報告書(案)でございます。資料5-2といたしまして、同報告書(案)の概要でございます。資料6といたしまして、諮問書 諮問第14号の写しでございます。資料7が諮問書 諮問第15号の写しでございます。資料8-1が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、それから資料8-2がその概要でございます。資料9-1が東京における自然の保護と回復に関する条例、資料9-2といたしまして、その概要をつけてございます。それから別とじでございますけれども、参考資料1といたしまして、諮問第14号の諮問趣旨について、参考資料2が諮問第15号の諮問趣旨について、参考資料3の本でございますけれども、東京都環境基本計画となっております。万一、お手元にない場合にはお申し出ください。

なお、ただいまご出席の委員は15名で、委員総数24名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして中野環境局長からあいさつを申し上げます。

【中野環境局長】 おはようございます。環境局長の中野でございます。本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には早朝からご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本来ですと、知事からごあいさつ申し上げるべきところでございますが、あいにく知事は、所用につきまして、どうしても出席ができません。どうかお許しをいただきたいと存じます。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、当環境審議会の委員にご就任をいただき、心から御礼申し上げます。

委員の皆様方には、既にご案内のことと存じますが、先週終了いたしました第4回東京都議会におきまして、私どもの条例、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、略称「環境確保条例」と申しておりますが、これともう一つ、東京における自然の保護と回復に関する条例、自然保護条例の改正案が議決されました。

このうち、環境確保条例は、東京の今日的な環境問題に適切に対応するため、東京都公害防止条例を全面改正したものでございます。この条例では、ご案内のように、全国で最も厳しいディーゼル車規制を盛り込んだほか、オゾン層保護などの地球環境保全対策などを規定しております。あわせて工場や事業所への公害防止のための排出規制等を充実し、環境問題全般への取り組みを強化したところでございます。

また、改正をいたしました自然保護条例は、都市と自然が調和した豊かな東京の実現を目指すため、現行条例を全面改正したものでございます。この条例では、屋上等を含む施設の緑化の義務づけですとか、あるいはその丘陵地帯に残されました緑を守るための保全地域制度の拡充、さらには希少野生動植物の保護増殖事業などの規定も盛り込んでございます。

これらの条例は、21世紀のスタートに当たりまして、都として環境問題の解決に全力で取り組む決意を示したものでありまして、今後、都民、事業者の方々の協力を得ながら、条例の円滑な施行に努めてまいりたいと考えております。

本日の審議会では、部会のもとでご検討いただきました東京都環境基本計画の進捗状況等の点検につきましてご審議いただくとともに、新たに、東京都環境基本計画のあり方、さらには水質総量規制にかかわる総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定につきまして諮問させていただく予定となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

当審議会のご論議を通じまして、東京の環境の厳しい現状に対する新たな環境行政の展望をお示しいただければと考えております。どうぞよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に先立ちましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

【木村副参事】 では、議事に入ります前に、資料1としてお配りしております名簿の順に従いまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。磯部委員でございます。伊藤委員でございます。内山委員でございます。太田委員でございます。大館委員でございます。小倉委員でございます。織委員でございます。岸委員でございます。大聖委員でございます。田中委員でございます。寺西委員でございます。中杉委員でございます。花木委員でございます。福川委員でございます。細見委員でございます。松尾委

員でございます。横山委員でございます。ただいまご紹介いたしました委員の皆様のほか、本日、都合によりまして、安西委員、坂本委員、佐々木委員、末木委員、橘委員、薬師寺委員はご欠席でございます。なお、原委員は遅れてまいると聞いてございます。

後になって恐縮でございますが、事務局の紹介をさせていただきます。中野環境局長です。平井総務部長です。長谷川環境改善部長です。高田自然環境部長です。椎谷自然保護制度担当課長です。松葉自動車公害対策部長です。町環境評価部長です。関技術担当部長です。大野企画課長です。西原公害防止制度担当課長です。木村廃棄物対策部計画課長です。梶原企画担当部長です。

ただいま見えました原委員をご紹介いたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。本日は委員の改選後の初めての審議会でございますので、まず会長をお決め願いたいと思います。会長は、審議会規則によりまして、委員の皆様の互選によりお選びいただくことになっておりますが、いかが取り計らいましょうか。

【松尾委員】 よろしいでしょうか。僭越ですが、もしよろしければ、私から会長の候補者を提案させていただきます。前期も会長を務められた横山委員がいろいろな意味での識見、高潔にして非常に信頼される方だと思っておりますので、今後も引き続き会長をお願いしたらよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。提案させていただきます。

【木村副参事】 ありがとうございます。

ただいま横山委員というご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【木村副参事】 異議なしとの声でございますので、横山委員にお願いいたしたいと思っております。横山委員、どうぞよろしくお願いいいたします。

【横山委員】 はい、承知しました。

【木村副参事】 それでは、横山委員、どうぞ会長席にお着きいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、これからの議事につきましては、横山会長にお願いしたいと存じます。横山会長、よろしくお願いいいたします。

【横山会長】 横山でございます。一言ごあいさつさせていただきます。

ただいま皆様方からご推薦を受けましたので、不肖の身でございますけれども、前期に引き続きまして、非常に意欲的な環境保全活動を進めていらっしゃいます東京都環境審議会の会長を務めさせていただきます。私にとりましては、何分、非常に大役でございますけれども、また、このようなお役を引き受けることは光栄でもございます。何とぞ、委員の皆様方の全面的なご協力が得られるということを念頭に立ちましてお引き受けさせていただきますので、何分よろしく審議会の運営方、ご協力いただければと思います。

なお、前期までと少し審議会の構成が変わっております。こんなことは言わずもがなでございますが、審議会の構成が変わりましても、ひとつ率直な、活発なご討論をいただけますようお願い申し上げる次第でございます。それでは、何分ひとつ皆様方のご協力、よろしくようお願い申し上げます。また、事務局のほうにもいろいろお願いすることも多いかと思っておりますけれども、審議会の運営、万端遺漏なきを努力するつもりでございますので、よろしくようお願い申し上げます。(拍手)

大変私事でございますが、事故で腰を痛めておりますので、失礼な姿勢をとるかもしれませんので、よろしくお許しくださいませ。

それでは早速、議事次第に従いまして、本日の審議会を進めさせていただきますが、まず議事(2)に「委員の部会所属」ということになってございます。以前から委員の方は十分ご存じのことと思っておりますけれども、当審議会には、審議会規則によりまして部会の設置とその組織が決められておりまして、その部会は会長が決めるということになっております。一応、事務局のほうにいろいろと案をお願いしてございますので、事務局からひとつ部会の案を皆様方にお示しになってください。

【木村副参事】 それでは、事務局から部会の設置及び委員の部会所属の(案)につきましてご説明をさせていただきます。資料3をごらんいただきたいと思います。資料3は東京都環境審議会における部会の所掌事項(案)でございます。部会につきましては、これまで同様、3つの部会、企画政策部会、大気騒音部会、水質土壌部会の3つを設けたいと思っております。

所掌事項といたしまして、企画政策部会では環境基本計画に関する事項、地球環境問題に関する事項、他の部会に属さない環境保全に関する基本的事項をご審議いただきたいと思います。大気騒音部会につきましては、大気汚染防止に関する基本的事項、悪臭防止に関する基本的事項、交通公害防止に関する基本的事項、騒音防止に関する基本的事項、振動防止に関する基本的事項をご審議いただければと思います。水質土壌部会につきましては、水質汚濁防止に関する基本的事項、土壌汚染防止に関する基本的事項、地盤沈下防止に関する基本的事項をご審議いただければと思っております。

続きまして、資料4をごらんいただきたいと思います。部会所属の名簿(案)でございます。部会として3つの部会を設けますので、それぞれの委員の方々にはここに丸をつけてございます部会にご参加いただきたいと思っております。事務局からの提案は以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。今、報告いただきましたように、企画政策部会、大気騒音部会、水質土壌部会、これを設けて、そして各委員には、資料4にあるように、各部会の部会員としてそれぞれお仕事をさせていただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横山会長】 このような形で、皆様方のご専門あるいはお立場を考慮して、このような割り振りをさせていただいておりますが、よろしければこれでひとつ、実は企画政策部会——水質土壌部会は少し先になりますけれども、すぐ仕事が始まるわけでございますけれども、それでは、会長のほうのお願いといたしまして、このような形で部会員のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、今申しましたように、部会の日付等々につきましては、追って近くご連絡いたしますが、企画政策部会は、後から諮問がございますように、すぐにまた作業をお願いしなければなりません。

それでは、ありがとうございます。

なお、各部会には部会長を選任していただきますが、その部会長の選任はこれから行われます第1回目の部会におきまして、それぞれの部会でお決めいただきたいと思ひます。

次の議事は(3)番、東京都環境基本計画の進捗状況等の点検についてでございます。

本日、新たに委員になられた方のために、若干私のほうからご説明申し上げますと、東京都の環境基本計画は平成9年にでき上がっております。そして、9年、10年、11年と経過してきてまいりましたので、昨年3月、11年3月に当審議会の発議として、この基本計画の進捗状況の点検作業を始めることといたしまして、企画政策部会にこれをお願いいたしました。本年3月にその中間のまとめを作ってくださいました。その間、前企画政策部会長としては磯部委員、それから、その中の分科会としては花木委員にそれぞれ大変なご努力をお願いしたわけでございます。

そして、この中間のまとめを都民に公開いたしまして、都民等からのご意見をいただいて、最終的にまとめいただきましたものが本日お手元でございます報告書でございます。

それでは早速、この点検作業に当たっていただきました前企画政策部会長である磯部委員に少しご

説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【磯部委員】 ただいま会長からお話がありましたように、前期の企画政策部会で環境基本計画の点検を進めてまいりました。実質的な作業はその部会の中に点検の分科会を設けまして、花木委員に座長をお願いして、報告書の取りまとめ、大変ご苦勞をいただいた次第です。

まず私から、今年の3月に中間のまとめを当審議会にご報告した後の検討経過のご報告、それから報告書の全体構成に関しまして、ごく簡単なご説明をさせていただき、その後、花木委員、それから事務局からも、詳しい補足をいただきたいと思います。

4月に――本年4月でございますけれども、中間のまとめを公表いたしました。その後、1カ月半ほどの期間を設けまして、都民の方からの意見募集をいたしました。この間に、

18の個人あるいは団体等から合計で190を超えるご意見をいただきました。その内容につきまして最終報告にできる限り反映するよう努めてまいった次第です。そして、点検分科会で最終報告をご検討いただいて、企画政策部会を7月31日に開催いたしまして、部会としては最終報告案を取りまとめた次第です。

それでは、お手元の資料5-1を1枚めくっていただきますと、今回の点検報告書の目次になっております。その構成だけざっと申し上げますが、まず第1章ですけれども、点検の経緯を書いてございます。それから第2章で、この間の、つまり環境基本計画を作ったときからわずか数年なのですが、環境をめぐる変化がいろいろあったということを記載してございます。そして第3で、平成9年の基本計画策定以降の事業の進捗状況を点検した結果を記載してございます。

そして、目次の2ページになりますが、第4のところ、点検の重要課題といたしまして、有害化学物質対策、自動車公害対策、地球環境対策、自然環境・緑の保全対策、水環境の保全・回復という、その5つの重点的な分野を選びまして、これにつきまして意見をまとめております。

また、第5章、第6章では、計画に基づく個別の事業の進捗状況の点検にとどまらず、現在の基本計画の仕組みと申しますか、その計画自体の今後、充実すべき点についても記述しております。特に重要な点だけ申し上げますと、第5章では、都のいろいろな、環境局をはじめ各局の施策と環境基本計画との整合性を一層図る仕組みを作り上げることが必要ではないかということ。また、第6章では、もっと明確な数値目標などを設定するよう努力することなど、進行管理手続の明確化が必要であるというような、今後さらに基本計画というものをつくっていく場合に考慮すべき改善点を指摘してございます。

以上、簡単で恐縮ですけれども、私からの説明はこの程度にさせていただきまして、事務局に説明を

願ひますが、その前に、ぜひ実質的にまとめの作業をしていただきました花木委員から補足のご発言を願ひしたいと思ひます。

【花木委員】 花木でございます。詳細は事務局からご説明いただきたいと思ひますが、若干、補足をさせていただきます。今、磯部前部会長からご説明がありました資料5-1、5-2というのがその概要になっておりまして、またお手元に参考資料として、現行の環境基本計画の本体、水色の表紙でございますが、これがあると思ひます。今回の点検作業で何に力を入れたかということだけ少し補足させていただきますと思ひます。

もともとの趣旨は、環境基本計画を立ててから2年が経過しているの、どれくらい進んでいるかを点検しようということであったわけですが、実際に作業を進めてみますと、2年間でかなり社会の状況も変わってきた。そういうこともございまして、今回の点検におきましては、そもそも環境基本計画自身をどういうふうに充実していくべきか、あるいは東京都の環境行政の中で、環境基本計画をどのように生かしていくか、そういった仕組みまで含み込んで議論するというように努めました。それが第1点の特徴でございます。

それから第2点の特徴は、都民の意見あるいはいろいろな主体の意見をどういうふうに取り入れていくかということでございまして、当初からホームページを開設しまして、ホームページに点検分科会の議論を逐一載せることにいたしました。またeメールによって都民から意見をいただきました。さらには公開点検の会というのを催しまして、そこに都民あるいはNPOの方に参加していただくというようなことを行いました。点検分科会は1年余りにわたりまして全部で8回開いたわけですが、その中に公開点検の会あるいは都民の意見を適宜議論していくということを行ったわけでございます。

お手元の資料5-2に概要がございますのでちょっとご覧いただきたいと思ひますが、5-2の第1の「点検に当たって」というところで、先ほど私が申し上げましたような点検の目的あるいは何を対象にして行ったか、あるいは点検の方法というのが書いてございます。めくっていただきますと、第2のところ、この間の社会情勢の変化といたしまして、いろんな変化があったわけですが、ここでは4つ取り上げておりまして、有害化学物質の問題、自動車公害問題、地球環境問題、廃棄物のさまざまな対策、こういった状況が変わってまいりましたので、現行の環境基本計画では十分にフォローしきれないところも正直言って出てきておるわけでございます。そういったあたりも議論をしてまいりました。

その後は第3、第4、第5、第6と、おそらくこれは詳細をご説明いただくときに、またこれをご覧いただいたほうがよろしいかと思ひますけれども、全体としては、個別の議論をすると同時に、全体の仕組みをあわせて議論していったというのが一番の特徴であろうかと思ひます。私からの補足はそれくらいにさせていただきますので、それでは、事務局にご説明を願ひしてよろしいでしょうか。

【大野企画課長】 企画課長の犬野でございます。点検作業の事務局を行いましたので、私のほうから報告書の中身をご報告いたします。

それでは、資料5-1と5-2と両方あるわけですが、むしろ本体を見ていただくほうが分かりやすいと思いますので、資料5-1をご覧いただきたいと思います。

まず1ページでございますけれども、1ページの点検に当たってということで、点検の経緯でございます。ここは今、磯部前部会長、花木前分科会座長からご報告いただきましたので、省略させていただきます。

めくっていただきまして、3ページでございます。第2でございます、環境基本計画、現行の基本計画、平成9年の策定以降の状況変化ということで、今お話しいただきましたように、4点に絞って大きな変化をフォローいたしました。第1の変化は有害化学物質問題でございます。平成9年3月の策定以降、非常に大きな注目が集まりまして、1つはダイオキシン関係でございます。これが社会問題化してくるという状況がございました。それから2つ目には、内分泌かく乱化学物質いわゆる環境ホルモンの問題。これがクローズアップされたのも平成9年以降ということでございます。それからこれらを踏まえまして、有害化学物質対策の重要な手段としまして、PRTR制度というのがつくられたという変化もございました。

次のページをご覧いただきまして、4ページでございます。大きな状況変化の2つ目が自動車公害問題でございます。まず1つとしましては、自動車公害による訴訟が各地で起きまして、次々と住民側の勝訴という判決がおりたというのが大きな変化でございます。これを受けまして、都においてもさまざまな取り組みを行っているわけですが、国全体でも規制の強化が必要だという認識が広まっているという状況でございます。

それから5ページ、地球環境問題でございますが、これも、平成9年10月には、ご承知のCOP3が開かれまして、京都議定書が決まるという状況でございます。それから、フロン対策につきましても、さまざまな取り組みが行われているという状況でございます。

それから大きな4番目が廃棄物関係でございます、廃棄物、特に産業廃棄物の処理をめぐる、処分場の建設をめぐる問題等々、不法投棄の問題ということが大きな社会問題化したというのもこの間の大きな変化だろうと考えております。

めくって6ページをご覧いただきまして、こうした動きを踏まえまして、平成12年6月には、廃棄物の発生抑制でございますとか、リサイクルの基本としまして、循環型社会の実現を目指すということで、「循環型社会形成推進基本法」という法律が制定されまして、個別の関連法も整備されているという状況でございます。

簡単に見ましても、策定以降のわずか3年間で非常に大きな変化があったなという実感でございます。

それから続きまして、7ページが第3の重要課題の進捗状況でございます。ここでは、環境基本計画の策定以降、東京都が行いました事業について、これは全庁に調査票を配付いたしまして、約300項目の事業について調査を行いました。その概要をまとめまして、特に5つの重点課題を絞りました。

それは1つには有害化学物質問題、2つ目に地球環境問題、3つ目に自動車公害対策、4つ目に自然環境・緑の保全、それから最後は水環境の保全・回復、この5つを選定いたしまして、点検分科会で重点的にご検討いただいたということでございます。第3はそれぞれの個別の事業についての進捗状況の点検でございますので、本来はご報告すべきなのですが、ボリュームが長うございますので、この後でご覧いただければと思います。それぞれの分野ごとに進捗状況の具体的な事業の状況のご報告がございます。

17ページまで飛んでいただきまして、第4が施策の方向(重要課題)の進捗状況に関する意見でございます。第3で進捗状況を具体的に見まして、それらを含めて点検分科会でご検討いただき、さらに公開点検の会、都民意見などで、都民の方とかNPOの方からご意見をいただきまして、それらを踏まえまして点検意見として整理をしたというものでございます。

まず最初が有害化学物質関係でございます。ここでは4点のご意見をいただいております、第1点が総量や蓄積量をとらえた施策の展開ということでございます。ダイオキシン対策も含めまして、有害化学物質対策は排出される濃度に関する対応が中心であるということですが、これからは環境中に排出される総量をとらえた施策の展開が必要だと。同時に、これから排出される総量だけでなく、これまで排出されまして、環境中にたまっているストック、それからPCBように社会的に蓄積がされているもの、こうしたものをとらえた施策の展開が必要であるというご指摘をいただいております。

それから第2点といたしましては、環境ホルモン関係でございます。これは環境基本計画の策定以降、新たに発生した問題でございますので、現在の基本計画に記述がございません。そういう点が不十分であるというご指摘でございます。

それから3点目としてリスク評価の問題、4点目としましてはPRTR制度の位置づけという点についてのご指摘をいただいたところでございます。

それから、大きな2つ目は自動車公害対策でございます。まず達成度を示す指標の明確化ということです。環境基本計画はNO2等の環境基準を達成させるということを目標に掲げております。おめくりいただきまして18ページでございますが、もちろん環境基準の達成ということは非常に重要なわけでござ

いますけれども、特にご指摘いただきましたのは、環境基準の達成が都民の健康を守るという点で実際どういふ関係があるのか、こういった点まで踏み込んだ目標の提示が必要じゃなからうかというご指摘でございます。

さらにそれに関連しまして、東京は特に大気環境に対する自動車の排ガスの影響が大きいということがございますので、単純に全国一律の施策にとどまらない、より踏み込んだ自動車公害対策が必要であるということをご指摘いただいております。

それから2番目といたしましては、そうした排ガス規制の問題と加えて、発生集中交通量、量の問題についても検討が必要じゃないかと。特に都内では、大規模な施設の建設が続いていますけれども、そこから新たに生じる交通量をできるだけ抑制するような方法で建設をしていくのが必要だろうというご指摘をいただいております。

これに伴いまして、自動車公害関係で、3番が負荷低減に向けた代替案の検討、4番が交通需要マネジメント、5番が地域に合った施策方向の選択、6番がまちづくりの中の自動車公害対策、7番が物流対策の重要性、8番が原因の究明、9番が騒音・振動対策、それぞれ重要な指摘を9点にわたりましていただいたところでございます。

それから、大きな3つ目が地球環境問題でございます。その1つの地球温暖化でございますが、ここではまず、二酸化炭素削減量の把握と対策効果の評価ということです。地球環境対策、温暖化関係は、二酸化炭素の発生量の削減が必要でございますので、かなり細かいいろいろなメニューが並ぶわけですが、それぞれの施策ごとの削減量を把握いたしまして、効果をも評価しないと、次の施策の展開ができないんじゃないかというご指摘をいただいております。

それから、2つ目には自主的取組とその補完でございますが、CO₂の削減の関係では、従前の公害規制と違いまして、かなり幅の広い抑制対策が必要である。そのために自主的な取り組み、規制値を設けて規制をするということじゃなくて自主的取り組みが重要なんだけど、それだけに頼ってはいなかなか実効性に限界があるということで、自主的取り組みをさらに促進するような工夫が必要であるというご指摘をいただいております。

それから3点目が新エネルギーの活用・省エネ対策についてのご指摘をいただきまして、めくって20ページでございますが、自動車対策につきましても、温暖化防止という観点からの対策が必要であるというご指摘をいただいております。

それから地球環境問題の2つ目でフロン対策の問題でございます。これに対しましては、まずフロンという用語の使い方が基本計画でもあいまいなところが残っているので、明確化が必要であるというご指

摘をいただきました。

それから2点目といたしましては、地球温暖化対策とフロン対策、これは密接な関係がありますので、両方の、2つの地球環境問題を視野に入れた総合的なアプローチが必要であるというご指摘をいただいております。それ以外に、回収ルートの確立、フロンの再生・再利用の位置づけ、代替施策の方向性、それから21ページのほうで断熱材フロンへの対応、情報提供の必要性、費用負担の検討という点につきましてご指摘をいただいております。

続きまして、大きな4番目で自然環境・緑の保全対策でございます。まずここでは、緑施策の方向性の明確化ということでございます。現在の環境基本計画では、緑施策の全体というのは見えにくいというご指摘がございまして、特に都市計画や全体の開発の枠組みとの関係がまだ弱いのではなかろうかと。この辺を強めていくことが今後の大きな課題であるというご指摘でございます。それから、緑を何のために保全・創出するか、どういう機能があるかということを具体的に示しておくことが必要であろうというご指摘でございます。

それから(2)でございますけれども、施策の連携の役割分担ということでございまして、緑関連の施策は、谷戸の緑が建設発生土によって埋め立てられるということもございまして、こうした状況を防止するために、特に局間とか他の行政機関との連携が重要であるというご指摘をいただいております。

それから22ページでは、緑を守るところにありましたように、都民参加を推進していく必要があるとか、地域や施設の特性に応じた緑化の推進が必要である、それから農地の保全施策の推進、緑を評価する指標の設定というふうな点についてのご指摘をいただいたところでございます。

それから大きな5つ目でございますが、水環境の保全と回復です。まず第1点目といたしまして、水と緑の施策の一体化ということで、水循環や水質の改善と緑の保全・回復、これが連携が深いものですから、一体化が必要であるというご指摘をいただいております。それから、地下水汚染対策でございますとか、23ページのほうでは水循環施策の推進、4点目には事業の評価や評価指標の設定、5点目には水環境に配慮したまちづくり、6点目には都民との協働の推進、7点目に有害化学物質対策ということについてご指摘をいただいております。

以上が第4でございまして、5つの分野別に意見をいただいたところでございます。めくっていただきまして24ページでございます。第5が東京都の環境行政の仕組みや制度の点検というところでございます。ここは先ほどの花木委員からもご紹介いただきましたけれども、今回の点検作業の1つの特徴は分野別の進捗状況の点検にとどまらず、東京都の環境行政全体として、どういう点で強化する必要があるのか、そうした仕組みや制度の問題点についてもご検討になったということでございます。

まず1でございますが、東京都の施策展開に当たって環境基本計画と整合性を図る仕組みが十分にできていないというご指摘でございます。東京都環境基本条例を制定しているわけでございますが、その基本条例の中では、「都は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする」と規定がございます。しかしながら、実際には、規定を具体化する仕組みがまだ十分でないということでございます。

その中身は3点にわたってご指摘いただいておりますが、1つは計画を作る場合の調整ということでございます。東京都は各分野で計画を作っているわけでございますが、それらの計画を作るときに、基本計画との整合性を図る仕組みをもう少し整備する必要があるのじゃなからうかということでございます。

それから2点目が「配慮の指針」の活用ということでございます。これは参考資料3で環境基本計画自体をご配付申し上げておりますけれども、現在の環境基本計画の特徴の1つは「配慮の指針」というのをかなりのページを割いて掲載しております、さまざまな事業を実施する場合に、こういう点に配慮が必要であるというチェックリストのようなものがあるわけでございますが、それが十分に使われていないんじゃないかというご指摘がございます。この点についてももう少し普及徹底をすることが必要じゃなからうかというご指摘をいただいております。

第3点は都市づくりとの連携でございます、環境基本計画は「環境配慮を優先した都市づくり」という理念を掲げておりますけれども、また実際に、総合環境アセスメントの制度化を進めるとか、こうした方向で努力が進んでおりますけれども、さらに早い段階からの環境への影響の評価でございますとか、そうした検討が必要じゃなからうかというご指摘をいただいております。

それから仕組みや制度の点検の2つ目が25ページの2番でございます、NPOなどとのパートナーシップの推進ということでございます。環境基本計画では、事業の展開の方法として、パートナーシップの推進ということを非常に重視しております。事実、環境基本計画の策定以降、水の保全でございますとか、緑の分野でございますとか、かなりいろんな努力がされておりますけれども、なお、以下のような点での一層の努力が必要であるということで、4点のご指摘をいただいております。

第1には情報提供の必要性ということで、各主体の協働、パートナーシップを重視しているわけでございますが、その基礎、前提になるのがコミュニケーションである。したがって、コミュニケーションを強化するために情報提供をより一層活発に行う必要があるというご指摘でございます。

第2点目はNPOや自治体との役割分担の明確化ということです。NPOは法人化されるということもございまして、その役割分担を明確にすることが必要であらうというご指摘です。

第3点目は専門家等との情報交換・協働ということです。自動車公害対策に端的に見られますように、

東京都の環境行政が国の基準に基づいてそれを執行するというのではなく、東京の特性を踏まえまして、一歩踏み出た先駆的な施策を展開することになりますと、今まで以上に専門家との連携が必要だというご指摘でございます。

それから第4は新たなシステムの検討ということで、都民の環境負荷の削減提案に対しまして、これを具体化する仕組みが必要であるというご指摘をいただきました。

それから、大きな3点目が自主的行動とそれを補完する施策ということでございまして、CO2の削減のように、自主的行動を重視するんだけれども、それを補完する仕組みも必要であるというご指摘をいただいております。

それから26ページでございます。26ページはその他の課題、問題点といたしまして、4点ご指摘いただきまして、1つは区市町村や都外の自治体との関係、連携の仕組みづくり、それから2点目が都民へのPRの工夫、3点目がモニタリングの強化と情報提供、4点目が全庁的な率先的取組の推進という点でのご指摘をいただいております。

それから27ページでございます。第6、最後でございますが、環境基本計画のあり方ということで、ここでは環境基本計画自体について、今後改善、充実すべき点についてのご指摘をいただいております。

基本的な事項でございますが、1つは目標設定のあり方です。現在の基本目標と同時に分野別に目標を立てているわけでございますが、必ずしも数値的な目標が多くございません。これはいろんな困難があるわけでございますけれども、もう少し数値による目標設定を行う努力が必要じゃなからうかというご指摘でございます。

それから2点目は大都市東京の視点ということでございまして、東京の地域特性をより踏まえた計画が必要ではなからうかというご指摘でございます。

それから、3点目が状況の変化への対応ということで、冒頭に申し上げましたように、大分大きな状況変化がございますので、それを踏まえた新たな充実が必要じゃなからうかというご指摘でございます。

それから第4点は配慮の指針でございまして、活用状況が不十分であるので、運用の改善を図ると同時に、指針自体のあり方についても再検討が必要じゃなからうかということでございます。

それから28ページでございますが、第5でございまして、進行管理に関する規定です。現在の基本計画には、進行管理の規定が若干あるのでございますが、まだどのぐらいの年次で進行管理をするかとか、誰がどのようにするか、必ずしも十分な規定がございませんので、その辺についての整備が必要ではな

かろうかというご指摘でございます。

最後は6でございますが、施策の内容等ございまして、各分野の施策につきましては、施策の方向というのが出ているわけでございますが、それと事業との関係が必ずしも明確でないという点でございます。その辺を明確にするような工夫が必要ではなかろうかというご指摘をいただいております。

あと、28ページの後段以降は、各分野別にこういう点での検討が必要じゃなかろうかというご指摘をいただいておりますけれども、これは個別の事項でございますので、説明は割愛させていただきます。

なお、32ページ以降に、資料といたしまして、これまでの公開点検の開催状況でございますとか、いただいた意見の概要でございますとか、点検の経緯、33ページの5では——点検分科会でご検討いただいたわけでございますが、分科会の委員の名簿等を掲載しております。それから34ページ、35ページでは、東京都の環境基本計画に掲げる数値目標ということで、今、どんなふうな数値目標があるのかという一覧を掲げております。

以上で事務局からの報告を終わらせていただきます。

【横山会長】 ありがとうございます。ただいま報告書の(案)をご紹介いただいたわけでございますけれども、このご報告につきましてご意見あるいはご質問がございましたならばどうぞお願いいたします。

【岸委員】 25ページです。言葉の問題なんですけれども、ちょっと重要なと思いますので、(1)の「情報提供の必要性」というところですが、この「提供」というのは誰が誰に提供するのかというのが気になります。情報交換でいいんじゃないでしょうか。行政が市民に提供すると読めてしまうんですけれども、必ずしもそういうことが含意されているようにも思わないんですが。

それから2番目の、「NPOの法人化とともに」というのですが、NPOの法人格をとれるようになったということにすぎないわけでしょうから、下の「NPOが自立的に活動していくまでの間、行政のサポートも必要」というときのNPOは法人格を持ったNPO組織を言っているのか、法人格を持っていないNPO組織を言っているのか、ちょっと混乱するような気がします。だから、法人を持っていない組織はNPOと言わないのであればいいんですけれども、法人格を持っていなくてもNPOはNPOだという考え方に立つと、用語が整理されていないと読む人が混乱するかなと思まして。

【磯部委員】 ありがとうございます。NPOの部分は整理が必要ですね。法人格を取得することとNPOがNPOであるということとは一応別でしょうから。言いたい気持ちはお分かりいただけると思うんですけど。

それから情報提供も、行政側が持っている情報を率先して積極的に提供すべきであるという思いで書いているわけですが、逆にNPOとか、民間側からの情報をもらうということもあるはずだから、情報交換でいいではないかというご指摘でしょうか。そこは行政が提供するというスタンスを持つことがとりわけ重要だということを言いたいのだろうと思うのですけれど。

【小倉委員】 今の件で、市民側はかなり情報を持っていると思うんですね。ですから、そういう情報を受けて、それを有効に活用していく、そういうことも大変重要ではないかと思います。以上です。

【磯部委員】 これはまだ修正は可能なんですよ。情報提供、それから情報交換、両方の重要性和書けば問題ないですよ。それから、NPOのところの直し方はお任せいただけますか。ご趣旨はよく分かりましたので、後で直したいと思います。

【横山会長】 ほかにございますでしょうか。もしございませんようでしたらば、時間も限られてございますし、後ほど諮問が控えておりますので、一応今ご発言ございました情報提供と情報交換の字句の問題、それからNPO等の内容の定義の問題につきましては、一応、会長あるいは磯部前部会長のほうにお任せしていただけますでしょうか。そういう形でお任せいただけるならば、本案どおりの形でもって、一部字句訂正をした上で、知事のほうに報告書として提出させていただきたいと思っておりますけれども、そのようお取り計らいしましてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横山会長】 ありがとうございます。じゃあ、このようにして後ほど提出させていただきます。

次の議題は諮問でございます。諮問が現在、審議会に2つ、東京都環境基本計画のあり方及び水質総量規制にかかわる総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についてという諮問が知事から本審議会にされておりますので、私としては、これはお受けしたいと思っておりますけれども、この件につきまして諮問文の朗読及び内容の説明をお願いいたします。

【木村副参事】 それでは、まず諮問文を読み上げさせていただきます。資料6をまずごらんください。

諮 問 第14号

東京都環境審議会

東京都環境基本条例第25条第2項第1号の規定に基づき、東京都環境基本計画のあり方について
諮問します。

平成12年12月22日

東京都知事

石原 慎太郎

続きまして、水質総量規制にかかわります諮問、資料7をごらんください。

諮問 第15号

東京都環境審議会

東京都環境基本条例第25条第2項第2号の規定に基づき、水質総量規制に係る総量削減計画の策
定及び総量規制基準の設定について諮問します。

平成12年12月22日

東京都知事

石原 慎太郎

諮問文は以上でございます。

【横山会長】 諮問の趣旨というんですか、これについて一応ご説明ください。

【梶原企画担当部長】 企画担当部長の梶原でございます。諮問第14号 東京都環境基本計画のあ
り方についての諮問の趣旨につきまして、私からご説明申し上げます。参考資料1をご覧ください。東京
都は平成9年3月、東京都環境基本条例に基づきまして、東京の環境の保全に関する施策の総合的か
つ計画的な推進を図るため、現在の環境基本計画を作成いたしました。しかしながら、策定後わずか3

年の間に、環境行政をめぐる状況は大きな変化を示しております。

自動車公害問題では、尼崎に続き、名古屋の公害訴訟判決で住民勝訴、健康被害が認められ、抜本的な対策が求められているところでございます。地球温暖化対策についても、先にオランダのハーグで開催されたCOP6では、先進諸国間で二酸化炭素削減手法などについて調整がつかず、対策が急がれる状況にございます。

また、本年は循環型社会形成推進基本法やリサイクル関連諸法が成立する中、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理について取り組みの一層の強化が求められております。さらに、ダイオキシンなど有害化学物質問題も、PCBなど負の遺産の処理ともあいまって重要な課題となっております。

次に、2の東京の今後の社会経済変化を見通した基本計画のあり方についてでございますが、高齢化や産業構造の変化が進む中、都内では高度経済成長期に整備されたビルなど、社会基盤が更新期を迎え、大量の建築廃棄物の発生が見込まれております。また、情報化や国境を超えた物流などのグローバル化の進展が環境施策を進める上で重要な要素になると考えられます。

昨今の都民の環境への意識の高まりは身近な環境保全での自主的な取り組みにつながってきつつあります。一方で、生活様式の多様化や行動時間の拡大など、意図しない環境負荷を生み出すといった側面もございます。

3でございますが、こうした点を踏まえまして、総合的な環境施策の指針となる基本計画は都市づくりや産業政策、税制などさまざまな分野とも有効な連携を図っていく必要がございます。また都内にとどまらず東京圏を視野に入れた広域的な環境行政の展開、さらには国をもリードするような先駆的な施策を視野に入れていくことが重要と考えます。

以上のことから、改定を予定しております新たな環境基本計画のあり方について、さまざまな角度からご意見をちょうだいいたしたく、当審議会に諮問するものでございます。

【長谷川環境改善部長】 環境改善部長の長谷川でございます。

続きまして、私のほうから水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についての諮問につきまして、参考資料2を踏まえましてご説明させていただきます。

東京都はこれまで東京湾の水質の一層の改善を図るために、国及び隣接各県と共同して、水質汚濁防止法に基づきまして、これまで4次にわたりまして、化学的酸素要求量に係る水質総量削減計画を策定するとともに、この計画を踏まえまして総量規制基準を定め、水質総量規制を実施してまいりました。

しかしながら、東京湾の水質は、湾内に流入する有機性汚濁物質及び湾内で大量発生する植物プランクトンに由来する有機性汚濁物質のため、改善傾向になく、CODの環境基準ははまだ達成しない状況にあります。このうち、植物プランクトンの大量発生は、東京湾の水質が窒素、磷濃度の高い富栄養化状態にあるためであり、これに伴い、赤潮とか、貧酸素水塊も発生しております。

このような状況から、本年2月中央環境審議会では、環境庁長官に対しまして、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域について、第5次水質総量規制においては、水質の一層の改善を図るために、CODに加えまして、窒素及び磷も対象とした総合的な汚濁負荷量の削減を進める必要があるとの旨の答申をするとともに、10月には総量規制基準の設定方法等についても答申がありました。

環境庁では、これらの答申を踏まえまして、現在、第5次水質総量規制を実施するため、総量削減基本方針の策定及び水質総量規制基準に係る業種区分及び区分ごとの基準の範囲の設定の準備を進めており、来年早々には各都府県に通知すると聞いております。

東京都としましては、国からの総量削減基本方針等の通知がありましたら、直ちに総量削減計画を策定するとともに、合わせて、総量規制基準を設定する必要があります。

以上のことから、水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定につきましてご意見をいただきたく、東京都環境審議会に諮問いたします。

以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。

ただいまお二つの課題につきまして知事からの諮問及び諮問の趣旨の説明をいただいたわけでございます。さて、私、会長の不手際でございます。先ほど環境基本計画のご報告書いただいた最後に、局長から一言発言というご申し込みをいただいております。それを、私、失礼して、飛ばしてしまいましたが、ご発言も今のことと十分関係あることと思いますので、局長、ひとつお許しの上、お願いいたします。

【中野環境局長】 それでは失礼いたします。ただいま諮問の内容につきましては、それぞれ所管部長からご報告させていただきました。その前に、ただいま、東京都環境基本計画の進捗状況の点検についてご報告を承りました。磯部部会長、それから花木分科会長、どうもありがとうございました。平成9年に策定いたしました環境基本計画の進捗状況につきましては、昨年6月以降、委員の皆様方には大変お忙しい中、頻繁に点検、分科会ですとか、あるいは企画政策部会、審議会を開催いただき、本当に熱心にご検討いただきまして、ありがとうございました。今回いただきました報告を踏まえまして、ただ

いま申し上げました諮問の状況もまたいろいろご検討いただくこととなりますが、新たな環境行政の展開に向けまして、環境基本計画の改定に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ引き続き諮問の内容につきましてもご審議いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【横山会長】 どうも私の不手際で大変失礼いたしました。繰り返すようでございますけれども、今、諮問とその趣旨の説明をいただきました。何か委員のほうから、特にご質問ございますでしょうか。なければ、一応この諮問は本審議会で受けさせていただきます。実際の作業は環境基本計画の問題は企画政策部に、それから水質総量規制の問題は水質土壌部にそれぞれ付議して検討をお願いしたいと思います。ご多忙中のところ大変恐縮でございますけれども、ひとつよろしくお進めのほどお願いしたいと思います。

【磯部委員】 1つ質問してもよろしいですか。諮問第14号のほうですが、環境基本計画の諮問趣旨について先ほど部長から補足をいただいて、この参考資料1を見ても、1、2は分かるんですけども、3番目の総合的な環境施策展開の指針となる、都市づくりとか産業施策、税制まで踏み込んでというのは、読みようによっては相当踏み込んでの大変な課題だなという気がするんですけど、それぐらい環境施策というものを本当に総合的に、税制なんかにも踏み込んでやっていこうという都の姿勢がここにあると理解してよろしいのでしょうか

【梶原企画担当部長】 これまでの環境行政、環境計画の中でも、こういった側面を決して無視したわけではございませんけれども、今後、有効な施策を展開していく上では、ここに書いておりますような都市づくり、産業政策、税制などの側面は決して無視できない問題だと思います。これそのものについて検討することは環境審議会ではできないかと存じますが、これを接点という程度ではなく、大いにこの問題についてにらみつつ、ご審議をいただければと考えております。

【横山会長】 今、磯部委員から大変基本的なご質問がございました。また、これは実際問題として具体的な検討作業は今、私会長のほうからお願いいたしました企画政策部会でご討論願いますが、最終的には、ともかく都の環境審議会の答申になるわけでございますので、また委員の皆様方、いろいろご意見があらうかと思えます。ぜひご意見、折に触れ、場に触れて、ご提出いただきたいと思います。

それでは、繰り返しますけれども、環境基本計画の件は企画政策部に、それから水質の問題は水質土壌部にそれぞれ付議いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほどもちょっと触れましたように、それから今、部長からの報告もありましたように、水質のほうは少しまだ時間的な余裕があるようでございますが、基本計画のほうは、早速仕事を始め願わなくてはならない。国のほうも既に基本計画の改正の答申が行われておるわけでございますので、事務局で企画政策部会の日程について何かございましたら、この機会にひとつよろしく申し上げます。

【木村副参事】 事務局から1つお願いいたします。企画政策部会の委員の方々には、お手元に配付しています日程調整表をご記入の上、本日、会議終了以後にご提出をお願いいたします。その表を見まして調整の上、後日、事務局から連絡させていただきます。それからまた、水質土壌部会の委員の皆様方につきましては、後日、事務局からご連絡し、日程調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【横山会長】 では、ひとつよろしくお願いいたします。それぞれの委員の方の部会所属は資料にありますので、一応ご確認しておいてください。

次の議題に移ります。これは報告でございます。何かと最近いろいろと社会問題化していて、皆様方も十分ご存じのことと思っておりますけれども、最近の都議会、第4回でしたか、この議会におきまして、いわゆる公害防止条例、自然保護条例の改正が行われました。このことにつきまして事務局からご報告の内容、お願いします。

【西原公害防止制度担当課長】 総務部公害防止制度担当課長の西原でございます。都民の健康と安全を確保する環境に関する条例についてご報告させていただきたいと思っております。資料8-1が条例改正の案文の本文となっております。そして8-2が同概要となっております。同概要につきましてご報告させていただきたいと思っております。

恐縮ですが、資料8-2をご覧いただきたいと思います。まず条例の名称でございますが、条例改正の範囲が従来の工場に対する規制の強化のほか、生活環境や地球環境問題などに対処するなど、広く都民の健康の保護と安全な生活環境の確保を目的といたします。そのことから、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例といたしました。

1の現行条例の役割でございますが、昭和44年公害の未然防止を図るため、公害を発生するおそれの大きい工場や特定の事業所に対しまして、大気汚染や水質汚濁など、典型7公害につきまして、排出規制や立地規制を中心として規定いたしております。都民の健康の保護などに大きな役割を果してまいりました。

2の改正の経緯でございますが、東京の環境が工場を中心とする事業活動のもたらす産業型公害では一定の改善が図れたものの、都民生活や都市における事業活動による自動車や化学物質などに起因する都市生活型公害や地球環境問題へも拡大発展し、現行条例の規定では対応が困難となってまいりました。

そのため、3の条例改正の目的でございますが、本年3月の東京都環境審議会からいただきました答

申を踏まえまして、工場等に対する規制の強化とともに、こうした今日的な環境問題に対応して、全面的に改正するものでございます。改正の視点としまして3つとらえてございます。第1にディーゼル車規制などにより、自動車排出ガスがもたらす深刻な大気汚染から都民の健康を守ることでございます。第2に化学物質の適正管理などにより、事業活動等で使用、排出される有害な化学物質から都民の安全な生活環境の確保を図ることでございます。第3に地球温暖化対策などにより、都市活動に伴い排出される温室効果ガスやフロンから都民の将来世代への良好な環境の継承を図ることでございます。

次に4の条例改正の主な内容でございますが、恐縮ですが、次ページの表をご覧いただきたいと思えます。1の自動車公害対策では、粒子状物質に係る都独自の排出基準を満たさないトラックやバスなどのディーゼル車の運行禁止や④にございますアイドリング・ストップの義務化、そして⑥にございます重油混和燃料の使用禁止などを規定しております。3ページをご覧いただきたいと思えます。2の化学物質対策では、事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進を図るため、化学物質を使用する事業者に対しまして、環境中への排出量や使用量などの届け出の義務化などを行います。3の環境負荷の低減に係る措置では、エネルギー使用の多い大規模な事業者に対しまして、温室効果ガスの排出抑制を促す地球温暖化対策計画書の提出、公表の義務化などを行います。4の土壤汚染対策では、有害物質取扱事業者に対しまして、建物の除却時、事業廃止時を契機といたしまして、汚染土壌の処理を、また大規模な開発を行う事業者に対しまして、土壤汚染の調査や拡散防止の措置を求めることといたします。

そのほか、4ページの記載にございますように、地下水揚水量の制限、焼却行為の制限、深夜営業等の制限が改正条例の主な内容となっております。なお、これらの条例化に当たりましては、環境審議会答申の内容を踏まえるとともに、その後の状況にかんがみまして、条例案作成過程で重油混和燃料の使用禁止規定あるいは冷媒用フロン(HFC)の規制を新たに盛り込ませていただいております。

次に恐縮ですが、1ページにお戻りいただきたいと思えます。5の条例の施行時期でございますが、原則的に13年4月としております。なお、化学物質対策及び土壤汚染対策につきましては13年10月、建築主の環境配慮の措置につきましては14年6月、ディーゼル車規制につきましては15年10月を施行時期といたします。

以上、東京都公害防止条例の改正につきまして概略をご報告させていただきました。委員の皆様には今後とも改正条例により、環境行政の推進に向けて一層のご指導をお願い申し上げます。

【椎谷自然保護制度担当課長】 自然環境部自然保護制度担当課長の椎谷でございます。

私のほうからは、今回改正されました東京における自然の保護と回復に関する条例の概要につきましてご説明申し上げます。資料9-1が条例の全文でございます。資料9-2に基づきまして、時間の関係

もございますので、改正の内容を中心に説明させていただきます。そちらをご覧いただきたいと存じます。

まず1番目の条例改正の趣旨でございますが、昭和47年の条例制定以来、東京の自然環境や自然保護行政を取り巻く状況が大きく変化しておりまして、その変化に適切に対応し、都市と自然が調和した豊かな東京の実現を目指して、今回、条例を全面的に見直したものでございます。

改正のポイントは5点ございまして、そこにございますように、①から順に、市街地等の緑化の推進、丘陵地・山地など自然地の保護と回復、それから野生動植物の保護、都民との連携強化などにつきまして、規定の充実、それから強化、整備を図ったものでございます。

また改正しました条例の体系につきましては、3にお示しのとおりでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。4番目としまして、改正条例の概要でございます。第1章総則では、まず条例の目的を、各施策を推進することによりまして広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することとしております。また、都は特に重要と認められる自然の保護と回復の施策を作成し、公表するということとしてございます。

第2章が都民及び区市町村との連携等でございますが、都民による緑地保全等の活動を促進するため、知識、技術等に応じた指導者の認定制度を設けるとともに、条例違反の疑いのある行為に対する通報制度などの規定を設けてございます。

次に第3章が市街地等の緑化でございます。建築物や敷地について一般的な緑化義務規定を設けるとともに、原則として1,000平方メートル以上の敷地において建築物の新築等をする場合に、緑化計画書、緑化完了書の届け出義務と完了後の緑地の維持管理義務を設けてございます。また緑化計画書の届け出を行う場合や緑化基準に適合しないときは、是正を勧告する旨を規定いたしました。以上が第3章の概要でございます。

続きまして3ページ第4章、自然地の保護と回復でございます。第1節、保全地域の指定のところでは、現行の自然環境保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域、これが現行でございますが、それに加えて、森林環境保全地域、里山保全地域、この2つのタイプの保全地域を新設いたしました。さらに、都民の自然とのふれあいや、学習体験の機会を確保することにより、保全地域の活用を図る。それと合わせまして、新たに公益法人やNPO法人も承認を受けて、保全地域の保全事業を実施できるようにするなど、規定を整備したところでございます。

また、第2節、湧水等の保全のところでは、知事は湧水等の保護と回復に関する指針を策定し、区市

町村と連携して保全に努めるべきことといたしました。

次に第5章に参ります。第5章、野生動植物の保護でございますが、絶滅のおそれのある野生動植物のうち、特に保護が必要と認める種を東京都希少野生動植物種に指定し、学術研究など、許可を得て捕獲等ができる場合を除きまして、捕獲、採取、殺傷、損傷を禁止いたします。また、東京都希少野生動植物保護区の指定について規定をしまして、保護区内での各種の行為も禁止いたします。さらに必要な場合には、保護増殖事業を実施するとともに、移入種の放逐等の禁止や事業実施に当たって、野生動植物の生息・生育環境に対する配慮を義務づけました。

続きまして4ページでございます。第6章、開発の規制でございますが、これまで規則で定めておりました許可を要する開発行為の規模や内容を、ここにお示しのように、条例において具体的に示すとともに、土砂による埋め立て等、駐車場、資材置き場等の建設、これを新たに規制の対象行為に加えるものでございます。また、開発許可の特例といたしまして、規制逃れ等を防ぐため、同一の土地所有者が隣接地で開発を行うなど、複数の開発行為が一体として認められる場合も、許可の対象とするものでございます。さらに、変更の許可、完了の届け出等の規定を設けるとともに、開発許可で確保されました緑地の所有者等に、行為完了後の緑地の維持管理を義務づける規定を設けてございます。

次に第7章の雑則でございますが、緑化義務に関する区市町村条例との関係などについて規定をしてございます。

最後になりますが、附則でございますように、条例の施行期日は平成13年4月1日ということで全面的に施行する予定にしております。

以上、大変雑駁ではございますが、東京における自然の保護と回復に関する条例の概要についてご説明を終わらせていただきます。

委員の皆様には、改正条例につきましてご理解いただくとともに、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。

ただいま2つの改正条例につきまして、その内容についてご説明をいただきました。いかがでしょうか。ただいまのご報告につきましてご質問がございましたならば、まだ若干時間的な余裕があるようでございますので、どうぞなさってくださいませ。

【松尾委員】 多少個人的関心のことでよろしいですか。

【横山会長】 どうぞ。

【松尾委員】 自動車排気ガスの問題を東京都は非常に積極的に進めようとしておられると思うんですが、これは新聞情報だけであれなんですが、ヨーロッパのほうの基準とか何かから国のほうの基準が少し緩くなりそうだとかということが出ておりましたけれども、そういう意味で、東京都の今後の排ガス規制みたいなものの進め方とか、全般的な状況について、今、時間がなければ後でもいいんですが、私としては少し関心があるものですから、現状の考え方みたいなものをお示しいただければ非常にありがたいと思いますが、多少不規則な質問で申しわけありませんけれども、よろしく申し上げます。

【松葉自動車公害対策部長】 自動車公害対策部長の松葉です。

東京都における自動車の排ガス規制の問題でございますが、1つは今回条例化した主な目的は、現在使われているディーゼル車に対していかに排ガスを低減させるか、こういう視点での規制を設けたところでございます。一方、新車に対することにつきましては、国の排ガス規制が強化されることが決まっております。具体的には、17年から新しい車に対してかなり厳しい基準を設ける、こういうことが決まっております。現在、その数値については検討をされております。

朝日新聞なんかの先般の報道によりますと、ディーゼル乗用車の関係について、ヨーロッパ等の基準値の日本との比較が出ていますわけですが、一般的に言われていますのは、窒素酸化物について日本のほうが厳しい。粒子状物質についてはヨーロッパ、アメリカのほうが厳しい。こういうことが言われておまして、日本に基準値を導入する際に、どういうレベルでそれぞれ窒素酸化物と粒子状物質のバランスをとるか、こういう議論が今されているところでございます。大聖先生、ご専門なので、後で補足していただける部分があるかと思いますが、いずれにしても、東京都としては、新しい車につきましては、国の基準によりたい。使用過程中の車については、先般条例で設けた基準に従って対策を進めていきたい、こういうふうな基本的な考え方となります。

【大聖委員】 今後、特にディーゼル車の排出ガス基準が厳しくなります。それはいろいろ段階がありまして、2002年から、新短期規制と言っておりますけれども、それが始まります。それから2007年から始める予定であった新長期規制というのを前倒しにしまして、2005年から始まる予定です。しかも、石油業界と自動車工業界の自主的な取り組みとして、2003年から2005年の前倒しに対応して、粒子状物質だけを早出しすると言っておりますけれども、2年早めにある地区に限って、限定的ではありますがけれども、より低濃度の硫黄分を含んだ軽油の供給と、それを使うことで粒子状物質が少なくなるような、そういう後処理システム、この組み合わせが市場に出てくる可能性がございますので、私ども、それに大いに期待したいと思っております。

それから、新長期規制の粒子状物質に関する排出ガス基準というのは実は今決まっておられませんけれども、新短期の大体半分と私ども考えておりますけれども、技術的な進歩を見極めた上で、それよりもさらに厳しい内容を目指したいと思っておりますので、そこでかなり粒子状物質に関してはきれいになってくると予想しております。

ですから、できれば2003年の前倒しの状況の中で、東京都に優先的に、車も、それから低硫黄の軽油も導入していただけると改善が図れるのじゃないかということでもあります。これは新車に関することでもありますけれども、今、使用過程車に関しては、東京都で独自に取り組んでおられるので、それと両方の効果で改善が進むだろうと思います。

それからついでで恐縮ですが、諮問の14号の趣旨に関連して留意すべき——これは私見ではありますが、一点申し上げたいと思いますけれども、概要の参考資料1の一番最後のところに、「東京圏をも視野に入れた広域的な環境行政の展開」というのがございますけれども、これは東京都に限らずその周辺も含めた県、これを含めたものととれるわけですけれども、特に自動車環境対策に当たっては、近隣の地方自治体との協力というのは非常に重要だと思いますので、東京都独自にその特性に合わせて取り組める施策ももちろんありますけれども、広域性を持っているということをぜひ念頭に置いていただき、東京さえよければいいというのではなくて、その周辺も含めた交通の体系も視野に入れながら、そういった対策をぜひとっていただきたいということと、あともう一つは、逆に、東京都で非常に渋滞が激しくて、局地的にかなり汚染のひどい地域がございます。そういったところはやはり東京都独自に取り組まなきゃいけない対策だと思いますので、その二面性があると思いますので、ぜひそういったところにめり張りをつけて取り組んでいただきたい。以上であります。

【横山会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。今、大聖委員からございました、要するに、1都3県等々の協力が従来から行われてきているわけがございますけれども、そこら辺のところを簡単におさらいしてくれませんか。府県の、たしか1都3県何市でしたか、取り組みが行われておりますよね、この汚染問題につきまして。ちょっとそこら辺のところ簡単におさらいしてくれませんか。まだ時間がちょっとあるようでございますので、どうぞ。

【梶原企画担当部長】 一般的に申しまして、7都県市と呼んでおりますけれども、近隣の埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市。それから13大都市という枠組みもございますが、特に7都県市に関しましては、日常的に私ども東京都政の中でさまざまな課題を話し合い、共同行動をとってございます。そういった枠組みをも十分活用しながら、特に今回の自動車公害対策の中では、どのような対策をとっていけるか、できるだけ共同でできるものについて、取り組んでいきたいという会合も多く持っております。

これとあわせて、書いてございませぬが、区市町村との連携もまた重要かと思っておりますので、こういっ

た行政間の連携についても、今回、特に強く意識して基本計画の改定の中で取り入れていきたいという考えが強うございまして、そういった思いも込めまして、3の一番最後に書かせていただいた次第でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。松尾委員、よろしゅうございましょうか。ほかに何かご質問、どうぞ。

【織委員】 今回の改正は2改正とも非常に重要な改正だと思うんですけれども、これから東京都の環境行政においていかにパートナーシップを図っていくのかというためには、この基本的な条例をどのように都民に周知、告知していきながら、条例の具体的な責務を果たしていただくのかということが非常に大きなポイントになってくると思います。そこで、具体的にこの条例の周知徹底のためのスケジュール、あるいは都民を巻き込んでさらにこれをよく理解してもらうための今後の普及啓発活動などのスケジュールがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

【梶原企画担当部長】 実はこの条例、本日、東京都公報で正式に公布になります。これに関連いたしまして、なお、詳細の部分は、東京都規則で数字を決めなければならないのがございます。これらは現在準備作業を進めているところでございますが、こうして決まったものを逐次入れ込みながら、十分な公表、公布をしていきたいと思っておりますが、当面、本日午後に「環境パートナーシップ東京会議」という会議がございまして、これは都民、事業者、行政、さまざまな団体の方も含めお集まりいただいている会合です。ここで条例についてご報告をしながら、またそれぞれが取り組めるものについてあわせて議論をいただければと思っております。

また、関係局との関係、連携も重要でございますので、東京都に「環境会議」という各局が連携をした会議がございまして、これを26日に予定をしております。この中で、各局との連携作業もさらに強めてまいります。

また、一般的なものではございますけれども、パンフレット類の発行、それから区市町村や関係団体の皆様へのご説明をこれから精力的に進めてまいりたいと思います。なお、1月1日号の広報東京都の中に、2ページ目になりますが、全面を使いまして、この条例の内容についてご説明の記事を用意してございます。

【横山会長】 よろしいでしょうか。その東京都公報というのはどれぐらいの範囲で配布されるんですか。

【梶原企画担当部長】 公という字を書きまして、これが東京都の公告式という、かなりかたい話になりますが、正式に条例を都民の皆様にご告知したという形式でございまして、これは印刷物で3,000部程度と承知しておりますが、こちらのほうは実際のところは形式重視でございまして、都民の皆様はなかなか

かご覧になれない。なお、条例全文につきまして、環境局のホームページに掲載してございます。

【横山会長】 何かご発言ございますか。

【岸委員】 自然保護の条例に関する質問ですけれども、2ページの指導者の育成と認定、第9条のところですが、これはかなり大がかりな提案かなと思うんですけれども、どんな段取りで、いつごろ、何をするのか大ざっぱなことを教えていただけるとありがたいです。

【椎谷自然保護制度担当課長】 指導者の認定制度につきましては、ここにございますように、自然の保護と回復に関する知識とか技術に応じて認定していく仕組みでございます。まず基準づくりといいいますか、どういうふうにして認定をしていくかという評価の仕組みみたいなものをこれから検討する必要がありますが、客観的な、民間で行われているいろんな資格的な制度もございますので、そういったものも加味しながら、東京都としての、できるだけ客観的な基準をつくって参ります。そのうえで認定を受けたい方、もちろんボランティア的な活動でございますので、これは強制的なものではございませんが、そういった方たちに認定を申請していただきまして、その中で一定の評価のもとで、ランクづけを行っていくというのが、現在の考え方でございます。具体的にどういった基準にするか、その辺については、今、民間のいろんな資格制度も含めまして、緑に関してはいろんな制度がございますので、そういったところの情報の収集に努めておりまして、仕組みについてはこれから構築をしていく状況でございます。

【岸委員】 日程というのはどんなタイムスケジュールでやっていきたいというお考えですか。

【椎谷自然保護制度担当課長】 現在初級、中級、上級といたしますか、A、B、Cというような、ランクづけを考えておりまして、13年度中には初級クラスの方々を認定するような方向で何とかまとめていきたいというスケジュールを考えてございます。

【梶原企画担当部長】 失礼いたしました。先ほど広報東京都と東京都公報と両方ご説明したんですが、東京都公報と申し上げましたのが先ほどの3,000部程度というもので、一方、広報東京都と申しますのは、こちらは広いという字を書きまして、都民の皆様には東京都のさまざまな内容をお知らせ申し上げます月刊紙でございまして、約400万部発行しております。ここにさっき申し上げましたように、2ページ1面全面を使って記事を書くと申し上げたものでございまして、新聞折り込み等を通じまして、都民の皆様のご自宅にお届け、また一部、スタンドなども設置してお手元に届けられるように工夫したものでございます。

【横山会長】 はい、わかりました。いかがでしょうか。

【寺西委員】 1点だけ質問を。専門外で分からないのでお聞きしたいんですけれども、この新しい自

然保護・回復条例なんです、ここで言葉の定義がよく分からないんですけども、自然地の保護と回復という第4章がありまして……。

【横山会長】 先生、何ページになりますか。

【寺西委員】 ごめんなさい。東京における自然の保護と回復に関する条例なんですけれども、この条例文案で1ページから2ページ、3ページとありますね。それで私がちょっと分からないのは、1点は、この第3章に市街地等の緑化というのは章で立ち上がって、市街地等の緑化の義務づけが規定された、13条以下となっていますが、これは、つまり旧条例との比較でいうと、建物とか屋上の緑化等を含めた、こういう3章というのは対象がちょっと……。これは新しく立てられた新規の項目なのかということと、もしそうだと、緑化という言葉の定義が全然ないんですけども、これはとにかく木を植えればいいということでしょうか。ここちょっと……。自然の定義というのはありますね、第2条で。それで、緑化の定義というものはないとすると、緑化をどういう形で義務づけるか、それから、ここに規則で定める基準に基づき緑化計画を出させる、そして完了書を出させる、こうなっているんですけども、この規則に定める基準というのは具体的にはどこかにもう規定があるのか、これからつくられるのか、緑化ということの定義とその中身についてお伺いしたいんですが。

【椎谷自然保護制度担当課長】 市街地の緑化のところにつきまして、今度、緑化計画書の届け出を規定してございますが、実は現在も緑化指導という形で、指導要綱に基づきまして、規則で定めた緑化基準に基づいて計画を出していただくということは実態的には行われております。しかしながら、条例上で位置づけが、手続についての規定がなかったということございまして、今回の条例改正できちんと緑化計画書の届け出義務、また終わった場合の完了書の提出義務ということで、義務づけを行う。その義務に違反した場合には、最悪の場合は罰金も適用することにより、実効性を確保していくということで手続規定を整備したということが今回の条例の改正の趣旨でございます。根拠としては、従来から緑化義務という一般的な義務規定はございましたけれども、そういう手続規定がなかったので、整備をしたということでございます。また、現行の緑化基準の中には、屋上緑化等のビル緑化についてもことしの4月から規則改正で入っております、規定整備によりそこをさらに一層進めていくというのが今回の改正のねらいでございます。緑化の定義は、確かに条例上、条文上にはございません。規則の下の要項の基準の中で、緑化というものはこういうものですよということを定めております。そこでの定義でございますが、今までは樹木だけということが緑化ということになっておりましたけれども、屋上の緑化の問題が出てきましたので、樹木に限らず、野菜等も含めた草花、そういったものも結構ですよということで、何らかの形で緑をそこに、人工の基盤や人工土壌も含めて、そこに植栽をしていただくということが緑化ですよという考え方でございます。市街地の分についてはそういうことで対応していきたい。

それから、自然地という定義もございましたけれども、自然地につきましては、この条例でいう自然地ということでの定義をしてございまして、この条文でいきますと第47条に開発の許可制度がございまして、

ここでいわゆる樹林地、草地、農地、池、沼、こういった基本的に人間の開発が行われていない、しながら農地なんかは自然との共生的な意味で有効な自然と考えておりますので、そういったものも含めてですけれども、いわゆるコンクリート等で開発されていない、そういったところを自然地ととらえております。それ以外のところを基本的に市街地と、そういう区分けをしまして、市街地における施策と自然地における施策と分けて整備をしたというのが今回の条例改正のねらいでございます。

【寺西委員】 ということは、市街化区域、つまり市街化されている地域についての自然の回復、保護の事業というのは、人工的な緑で置きかえてよしという、あるいは置きかえていくことを条例は奨励しているという……。

【椎谷自然保護制度担当課長】 いや、今言いましたように、市街地というのはまさしく開発されたところということでございますので、市街地の中にも崖線の緑とか、そういう自然は残っているものですから、そういうところは保全をしていきます。しかしながら、残念ながら、コンクリート等で覆われてしまったところは積極的に緑化を図る。本来ならばはがして緑を植えられれば一番いいんですけども、それは東京のこういう状況ではまず難しい状況がございますので、せめて屋上等で緑化をして、ヒートアイランド対策等をやっていく、こういう考え方でございます。

【寺西委員】 そうすると、おのずとどう自然を優先的に残し、そして、ある程度人工化してしまった都市空間の中で、やむを得ないところは1つのセカンドベストとして人工的な緑化を進める、そういう哲学みたいなのがやっぱりあるわけですよね、多分。

【椎谷自然保護制度担当課長】 そうですね。

【寺西委員】 そのときに、私、専門外であんまり詳しいことはあれですけど、やっぱり緑化というのがどういうことかということをごきちんとしておかないといけなような気がするんですね。建設省なんかは、建築物の緑化をかなり前から行政指導して、極端に言ったら、ビルが建てられて、ビルの中にぞろっと土を持ってきて、そこにどこから持ってきたか知らないけど、一応生きた木を植えて、それをもってビル内緑化と称する事業というのは結構補助金がついたりして進んでいるんですね。こういうものを本当に緑化と呼んでいいのかどうか、あるいは自然の回復を求める条例の精神からいって、そういうことを推進することをもって今、自然保護だと言っているのかというのは、ヨーロッパその他で考えれば、そんなことは自然保護の課題じゃないわけですよね。むしろ生物多様性とか、生きた自然をどうやって過剰に市街化してしまったところから回復していくか。そういう意味で、自然保護の考え方も、緑になればいいということでは少なくともなくなっている。そういうことでいうと、緑化の東京都的な定義と指導の方針を出してもらいたい。東京が、極端に言って、緑のペンキが塗られて緑化されたと言われても困る。細則のところ、緑化のあり方についての東京都の検討が欲しいと思いますけど。

【椎谷自然保護制度担当課長】 今のご趣旨、よく分かりました。ここの第1条に、「他の法令と相まって」とあるんですが、緑に関する施策が多岐にわたっておりまして、今お話の市街地の緑化についても、都市緑地保全法の制度もあつたり、当然都市公園の公園づくりということでの緑づくりというのもございます。それから道路づくりの中の緑など、それぞれの分野がございます。そういうものと相まって自然保護条例は市街地の緑化も進めていく。市街地の緑化の部分についての今の考え方としては、建物が建った部分について、せめてどうするかという部分がこの条例のところ頑張っていくところございまして、ほかの局、またほかの法体系に基づいて、今言った崖線の緑とか、河川沿いの緑とかという、骨格的な緑も市街地にはございますので、そういったところは積極的に守っていく。それから公園づくり等を通じて、今、ご指摘のような回復も図っていくということで、この条例のこの条文だけをとってみると、非常に狭い範囲に見えますけれども、総合的に私どもは考えておりまして、その辺は緑の東京計画、新しい計画事業の中で、相互調整をしながら、今進めようとしております。そういう意味では、この条例が狭い範囲になってございますが、趣旨はそういうことでございます。

【高田自然環境部長】 ちょっと補足させていただきます。東京において残すべきはどのようなふうなものかということを象徴的に示しておりますのは、お話がございました第4章、自然地の保護と回復の最初の条文でございます第17条でございます。ここに保全地域の指定とございまして、今回、新たに加えました2つを含めまして、類型を示してございます。最初の自然環境保全地域は国の法律に基づくものでございますが、東京都独自に、例えば山地の森林を保全するために森林環境保全地域、それから丘陵地の里山を保全するために里山保全地域、これは新たに設定した概念でございます。そのほかに、従来から、歴史環境保全地域、これは歴史的遺産と一体となった自然の存する地域、これを保全していく。それから緑地保全地域の指定。こういったものが、東京においてどういう自然地を残すべきかということにつきまして考えております概念、保全地域の制度でございまして、これに対しては、本来所有者がいるわけございまして、開発利益に対してかなりの規制をかけてございますので、所有者から開発をしたいけどどうかという申し出があれば、東京都がそれに待ったをかける場合は、買い取っていくという担保も添えて、自然地の保護を図っている。

市街地というところは、それ以外の、既に市街化された区域において、これからいかに緑を増やしていくかということ屋上緑化等を含めまして、新たな緑地空間を求めて緑を増やしていく、そういうふうな考え方でまとめているものでございます。よろしくご理解のほどお願いします。

【中杉委員】 ちょっと教えていただきたいんですが、緑の保全の問題として今、我々の弁護士の中なんかでは、地下式マンションによる国分寺崖線なんか、それが一番大きな問題になっているんですが、これは国の施策によって1つ生じた問題で、すぐに東京都さんのほうで対応できないのかもしれないんですが、ここの今度の条例の中で、こういう点でそれに対して何らかの対応ができるんじゃないかというところはありますか、ないんですか、教えていただきたいんですけど。

【椎谷自然保護制度担当課長】 崖線の緑につきましては、この条例でどう対応できるかという話ですけれども、この条例で対応できる部分としましては、いわゆる開発の許可という制度の中で、3,000平方メートル以上の開発が行われる場合は、許可制度をとっておりまして、そこで相当程度の割合の緑地をとっていただくという仕組みがございます。その対象に乗らないと、この条例上では対応が難しい部分がございます。東京都としましては、崖線の緑をどうするかということについては、現在都市計画局のほうで景観の問題から、例えば国分寺崖線の景観の基本軸ということで押さえておりまして、そこに何らかの一定の開発、建築行為が行われる場合は、届け出をしていただいて、いろんな緑地に対する配慮をしていただく。配慮に関して一定の勧告等に従わない場合は、最終的には公表という制度もあるようでございますが、基本的には開発者の自立といえますか、考え方に基づいて進めていくというほうで考えております。

それからもう一方、先ほどご紹介しました都市緑地保全法という法体系がございます、その中で市街地の緑化をどうするかということで、緑地保全地区という網かけの制度がございます。私ども、先ほど部長がお話した保全地域については、どちらかというと、丘陵地とか山地のほうで重点的にやっていますけれども、緑地保全地区という制度については、市街地、都市計画区域のところで対応していくところでございます、これも10ヘクタールという規模で役割分担がございますが、区市とかが10ヘクタール未満の場合は指定をすることになりますけれども、そういった形での法的な整備がございますので、区市のほうが主体的に保全をしていただくような形になろうかと思えます。そういった関係になります。仕組みがわりと入り組んでおりまして、この条例ではそういう形になります。以上でございます。

【織委員】 13条の条文自体についてお伺いしたいんですけども、これは、従来大型規模の新設に当たっては、行政主導、要綱で緑化の指導があったんですけども、今回の13条については、規模要件を外して一般的な個人の住宅とか、そういったものについても緑化義務を負うという形で読むのか、あるいは14条と連携して、計画書の策定と連動してこの規模要件が係っているのかという質問が1点なんですけれども、それと、もし一般的な規模要件がない緑化義務ということであるとすると、個人の自宅のところに緑化義務を負うというのも何となくならないような気がするんですけども、苗木の配布ですとか、珪土の配布みたいな形の自主的な取り組みを促進するような手法みたいなものはこの条例の中に入っているのかどうか、2点お願いいたします。

【椎谷自然保護制度担当課長】 今、13条と14条の関係でございますが、13条につきましては、現行条例でも公共施設の緑化義務、民間施設の緑化義務という形で24、25条で入っております。それを集約したような形のものが13条でございまして、これは一般的に個人のご家庭でも緑化について努力していただきたいという意味の一般的な努力義務として公共、民間問わず、東京においては自分の敷地内のところでそれぞれできる範囲でご努力をお願いします。それを受けて、区市等では、生け垣に対しての補助制度とか、そういうことも通じて、市民の皆さん、区民の皆さんに対してご努力をお願いしてございますので、その一般的な義務規定でございます。

14条につきましては、これは一定規模以上のものについては、条例上の義務として、届け出義務として、先ほど申し上げました罰則もつけてございますけれども、届け出義務として必ずこういう規模の建築等を行う場合は届けなければいけないという義務でございまして、そういった使い分けをしてございます。

それから、一般的な苗木の供給につきましては、第16条におきまして、苗木の供給に努力するということで、これは労働経済局で農家のほうと委託生産をしまして、現在苗木の供給義務についてやっております。都民全員に配るほどの量はございませんけれども、いろんな施策を通じて、機会を通じて、都民の皆さんに配布できるような形で現在、苗木の供給についても努めているというところでございます。

【横山会長】 ありがとうございます。いろいろご質問はまだあろうかと思いますが、予定された時間が参りましたので、こら辺でこの改正2条例のご報告に対しますご質問は一応打ち切らせていただきます。もし何かご質問がありましたら、後ほど担当者のほうにお尋ねになっていただきたいと思っております。

最後に、条例とは関係ないんですけども、会長のほうから1つお願いがあるんですが、私、不勉強で、環境局の構成がどうなっているのか、部長さんがたくさんいらっしやいまして、課長さんもたくさんいらっしやいまして、どういう構成になっていて、どういうことを分担されていらっしやるのか、できましたらば、審議会の委員に組織図でも配布していただいたら、かえって会議が進むんじゃないかと思っておりますので、別に今日すぐということではございません。ご協力いただければと思います。

それでは、最後の議題、その他がございまして。一応予定された議題は以上でございまして、何かその他につきましてございましてでしょうか。委員のほうから、また事務局のほうから何かございましてでしょうか。

【寺西委員】 私、この審議会のメンバーで、今度メンバーが新規に一部入れ替わって、私は2度目に出ているということになっているんですが、第1期目、2年間でしたか、やったその経験でこの審議会の進め方とか、そういうことで、1期目は様子を見るということで、勝手なことも随分申し上げましたけれども、今回、2度目になったので、あえてご検討なりしていただきたいということなんですけれども、例えば先ほど、2つ知事からの諮問が出ましたね。これは諮問の趣旨等々ご説明がありましたけど、一体どういう順序でいつまでにその諮問に答えたものを、ここだったら部会ですから、本審議会のところに出せばいいか、そのスケジュールとか何かあらかじめ明示されないと、どれほどのことができるかというのがまずわからないんですね、委員としては。要するに、あのテーマを考える限りは、それこそ二、三年本気になってかかってやっても、おそらく正解は出てこないかもしれないくらい、多くの網羅的課題が諮問されているわけですね。仮にこれを、例えば今年の8月とか7月とか、審議会の基本日程がございましてね。その8月の審議会だとか、来年の今ごろの審議会だとか、約1年かけてこの結論を出してくださいということな

らば、そういう検討スケジュールでどの程度できるかということを考えながら審議をする。部会のほうに落とされた場合は、私は企画政策部会ですから、部会審議、例えば5回ぐらい設定されるとすると、その中でどの形で諮問の内容に答えたよりベターな回答を書くか、あるいは盛り込むか、こういうことになるんですが、その辺のスケジュールがあらかじめ示されないものですから、委員としてどういうスタンスでどのぐらいのことを言えればいいかというのが分からないまま時期が過ぎちゃうというか、そういう感覚があります。

それからもう一つは、それが企画部会におりたときにはかなり明記されるんですね、部会日程がずっとあって、大体5回ぐらいと。ところがそのときに、課題とスケジュールを突き合わせたときに、私なんかが見ると、こんなスケジュールでこんな大きな問題の回答出せないよと。しかも、1回の部会が2時間程度、皆さん忙しい中で全員そろおうというのはあんまりないんですね。そうすると、第1回で出てきた人が、2回目が出てこないで3回目になって、2回目は別のメンバーで議論していくという、審議の継続性その他も考えて、率直に言って、この審議手続というのは、まさに手続で進んで、実際的な中身を詰めた議論というのは事実上、ほとんどあんまりできないような印象があるんですね。だから、私なんかはほかの業務もいろいろ抱えていますし、この審議会にどの程度の力を割いて、どの程度責任感を持ってやったらいいかということが分かりにくい。大変申しわけないんですけども、私にとってのほかの本務のほうを優先すると、こちらは都合のいいときだけ出てきて、都合のいいことを勝手にしゃべって、あとは事務局にお任せしてまとめていただくという、そういう形になるんですよ。そういうことでよろしいんだということならばそういうことですけども、そういうのだと私は2期目はやりますけど、3期目、4期目になると、自分のポリシーとしては何か無責任な委員のやり方だなと思うから、私はあんまりそういう形でやりたくないなというのがあ

る。

それからもう一つは、もしこういうことをきちんとやろうとすると、例えば私、環境庁なんかの幾つかの国の機関の専門委員とかをやったことがあるんですけども、環境庁が独自に施策の中身を検討するために、世界的な知見でどんな動きが起こっているかということをしるす。それから我々委員も含めて、あるいは委員だけじゃなくて、委員が特別委嘱して、実態をいろいろ調べてきてもらって、そのヒアリングをする。それから関係の現場、行政の担当の窓口の一番の現場、それからその問題を抱えている住民運動だとか、いろんなところに来てもらって、その意見をヒアリングして勉強して、そしてその実態と最新の知見をあわせながら、そして行政が持っている関連データを出してもらって、そして、さあ、どう審議をやりますかという、そういう審議の仕方をやらなきゃいけない。そのためには、独自の調査費とか、ヒアリングをする場合の奉仕謝礼とか、そういうある程度の調査経費がないとできないんですよ。そういうのが環境局の場合にはあるんでしょうかというか、そういうことは例えば審議のプロセスで組み込めるんでしょうかというのがご質問なんですけど。

【横山会長】 どうでしょう。まずは事務局のほうから何かお答えしていただけますか。

【梶原企画担当部長】 大変失礼いたしました。2件のうち、環境基本計画のあり方についてでござい

ますが、もちろん環境行政の基本となる大変大きな計画であることは重々承知してございますが、大変申しわけございませんが、私どもの思いといたしましては、この進捗状況の点検を踏まえまして、急速に動く状況を的確にとらえつつ、早急な計画を作っていただきたく、秋ごろをめどに集中的なご審議をお願いできないかなと考えております。また、後段でお話の必要な資料あるいはどういった手順で検討するかにつきましては、部会におきまして委員の先生方のご指示をいただきながら、できる限りのことはしたいと考えております。

【長谷川環境改善部長】 諮問の後のほうの水質の総量規制ですけれども、これは環境庁長官から総量削減基本方針が示されたとき、いつごろまでに作りなさいという期限がついてきます。今の予定では、本年度中と言っていますけれども、事務作業の都合で、多少遅れる可能性があると考えております。現在、環境庁に問い合わせをしていますけれども、分かり次第、部会でその内容をご説明し、審議をしていただきたいと思います。

【横山会長】 どうでしょうか。本務を先にするか、この審議会の仕事を先にするか云々は、これは個人個人のご判断のもとで動いていただく以外に、今のところすぐはお答えできないんじゃないでしょうか、寺西先生。

【寺西委員】 ちょっと私の趣旨が、説明の仕方、誤解を招いたかもしれないと思うんですけれども、審議のプロセスで、例えばディーゼル排ガスのとき、私がどこかの部会で、どこだったか忘れちゃったけど、例えば関係のトラック業界さんとか、自動車メーカーさんとか、そういうのをヒアリングの場みたいなのをやりましたね。あれが審議が進んで、途中で現場からの意見を聴取するという、僕は順序が逆な気がするんですよ。そういうことを審議のプロセスの一番最初に、例えば水質の総量規制だったら、今までの水質の総量規制の経過がどうなっていて、それで今、どこが課題になっているか。そして、そういうことについていろんな取り組みが世界的に進んでいるわけですね。そうすると、その中の一番進んだ方法がどんな経験になっていてとかという、そういう知見をまず集める、あるいはヒアリングする、関係者に意見を聞く、そういうプロセスを経て、それでデータもそろえてみて、そして我々委員がそれぞれの専門からそういう状況の中で、東京としてはどんな施策をこれについて答申したらいいかというふうに議論がいつてほしいんですね。廃棄物のときも実はそうだったんですよ。廃棄物のときはこの部会じゃなくて、前の清掃局でしたか、あのときも、世界ではどんどん廃棄物対策の新しい考え方が、当時だったらDSDとかと言っている、そのときに、東京都が廃棄物対策をどうするかという考え方を検討するときに、そういう知見の先端をよく調べておられる研究者はいっぱいいるわけですね。そういう方々に一度ヒアリングで来ていただいて、そういう知見を紹介してもらって、そういうものを審議の中で生かしながら、東京都は東京都の実態のデータを出してくださいというのに、結局あんまり出てこないんですね。それで、すごく歯がゆい思いをしながら時間切れで答申になっちゃう。文章としては別に異論はないんですけども、もうちょっと踏み込んだ、何か出せなかったのかなという、そういう思いがずっと残ってしまう審議プロセスのように私個人としては印象を持っているんですよ。だから、そこをもうちょっと変えられるようなことがあるんだったら、かなりやりがいがある。今までと同じだったら、あんまりやりがいがないという率直な個人の感想を述べただけです。ちょっとその審議プロセスのところ、ご検討いただければと思うんですが。

【横山会長】 寺西委員のご発言は重々ごもっともな点は多々あるかと思しますので、ひとつよく事務局のほうで、審議会あるいは分科会等、おそらくまたこれ、企画政策部会か何かに分科会等が設けられることになるかもしれませんが、そこら辺の運営の方法について、十分に効果が上がるようなシステムを作ってやってみてくれるように努力してみてください。

寺西先生、いろいろご意見をいただきましたけれども、ご意見に沿うべく、今までもヒアリング等々は十分とは言えないでしょうけども、やってきてはおったと思いますが、今のご発言のように、さらにそこら辺を充実して、審議の実効の上がるように進めていきたいと思っております。

それでは、本日は大変お忙しい中、お時間、最後までありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の第15回環境審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —